

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における
所得指標の見直しについて
計 76 枚（本紙を除く）

Vol.904

令和2年 12月 25日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164, 2260）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正に伴う見直しについては、令和 2 年 12 月 24 日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）の公布通知（別添）においてお示ししているところです。

この点、平成 30 年度税制改正（以下「税改」という。）においては、フリーランス等により働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和 2 年分以後の所得税等について適用されることとなりました。

上記見直しに伴い、介護保険料や保険給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定の見直しを行ったところですが、具体的な見直し事項について下記のとおりお示ししますので、管内保険者への周知方よろしく御願います。

記

1. 平成 30 年度税制改正大綱について

○平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 14 日自由民主党 公明党）（抄）

（1）給与所得控除

① 給与所得控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。

（2）公的年金等控除

① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。

(4) 所得金額調整控除

- ① その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。
- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

2. 税改による介護保険被保険者の所得への影響

(1) 介護保険制度における所得指標

	所得の種類	内容
I	合計所得金額	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する額
II	公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額（以下「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」という。）	以下の合計額 ・公的年金等控除をする前の公的年金等収入金額 ・公的年金等の所得を除く合計所得金額（以下「その他の合計所得金額」という。）

(2) 具体的な影響

- 上記平成 30 年度税制改正大綱（4）において示す「所得金額調整控除②」の適用の有無により、以下の影響が生じることとなる。
- なお、特別障害者等を対象とした「所得金額調整控除①」については特段の対応は不要であることから、所得金額調整控除①の適用後の給与所得を用いて、所得段階の判定等を行われたい。

I 合計所得金額

- ・ 所得金額調整控除②の適用がある場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 130 万円 →	公的年金等控除適用後の年金所得	10 万円 (130 万円－120 万円)	20 万円 (130 万円－110 万円)
+		+	+
給与所得 70 万円 →	給与所得控除適用後の給与所得	5 万円 (70 万円－65 万円)	15 万円 (70 万円－55 万円)
=合計所得金額	所得金額調整控除適用後	15 万円	25 万円 (20 万円＋15 万円－10 万円)

- ・ 所得金額調整控除②の適用がない場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 100 万円 →	公的年金等控除適用後の年金所得	0 万円 (100 万円－110 万円)	0 万円 (100 万円－100 万円)
+		+	+
給与収入 70 万円 →	給与所得控除適用後の給与所得	5 万円 (70 万円－65 万円)	15 万円 (70 万円－55 万円)
=合計所得金額	所得金額調整控除適用後	5 万円	15 万円 (適用なし)

II 公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額

- ・ 所得金額調整控除②の適用がある場合：変化なし

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 130 万円 →	—	130 万円	130 万円
+		+	+
給与所得 70 万円 →	給与所得控除適用後の給与所得	5 万円 (70 万円－65 万円)	15 万円 (70 万円－55 万円)
			5 万円
=公的年金等収入 金額＋その他の合 計所得金額	所得金額調整控除適用後	135 万円	135 万円 (130 万円＋15 万円－ 10 万円)

- ・ 所得金額調整控除②の適用がない場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 100 万円	→	100 万円	100 万円
+		+	+
給与収入 70 万円	→	5 万円	15 万円
	給与所得控除適用後 の給与所得	(70 万円－65 万円)	(70 万円－55 万円)
= 公的年金等収入 金額+その他の合 計所得金額	所得金額調整控除適用後	105 万円	115 万円 (適用なし)

3. 税改の影響を踏まえた見直しの方針

- 上記の影響を遮断するためには、Ⅰ及びⅡの所得指標については以下の対応が必要となる。

Ⅰ 合計所得金額

当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

Ⅱ 公的年金等収入金額+その他の合計所得金額

ア 所得金額調整控除②の適用がある場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除②の額を加えて得た額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

イ 所得金額調整控除②の適用がない場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする）。

- 介護保険制度上の各規定について、具体的には以下の通り対応する。

(1) 利用者負担割合に係る所得の額の算定方法

税改後において所得が増加し、従前の利用者負担割合よりも負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅰ及びⅡのとおり対応する

(2) 高額介護（予防）サービス費に係る所得段階の算定方法

市町村民税世帯非課税で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が 80 万円以下である場合の負担上限額は、世帯について 24,600 円、個人について 15,000 円としているところ、税改後において所得が増加し、従前の負担上限額よりも負担

が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。

(※ 今般の税改による見直しは課税所得には影響を及ぼさないため、課税所得を区分判定の基準として用いる一般区分及び現役並み所得者相当(世帯の負担上限額 44,000 円)については影響がない。)

(3) 保険料に係る所得段階の算定方法

- ・ 第1段階～第5段階については、公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額により段階が区分されているところ、税改後において所得が増加し、従前の負担上限額よりも負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。
- ・ 第6段階～第9段階については、令和3年度から令和5年度における基準所得金額が税改を考慮しない所得を基準として設定されること、税改を踏まえて所得が増加した第1号被保険者は、従前の保険料段階よりも段階が上がり、負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅰのとおり対応する。

(4) 特定入所者介護サービス費に係る所得段階の算定方法

特定入所者介護サービス費の利用者負担段階については、公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額によって区分しており、税改後において所得が増加する場合は、段階が上がり、負担限度額が増加し得るため、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。

(5) 特定入所者介護サービス費における課税層の特例減額措置に係る所得の算定方法

- ・ 市町村民税課税世帯は特定入所者介護サービス費の支給対象外となること、以下(i)から(vi)の要件すべてを満たす者については、特例減額措置として、特定入所者介護サービス費の支給対象となる。
 - (i) その属する世帯の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。(2)～(5)において同じ。)
 - (ii) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費及び居住費を負担
 - (iii) 世帯の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下
 - (iv) 世帯の預貯金等の額が450万円以下
 - (v) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
 - (vi) 介護保険料を滞納していない
- ・ (iii)の要件について、税改後において所得が増加する場合は、特例減額措置の対象に該当しにくくなるため、上記Ⅱのとおり対応し、その影響を遮断する。

4. マイナンバーを活用した自治体間における情報連携の留意点

情報連携に係るデータ標準レイアウト上の「所得金額調整控除」は「所得金額調整控除①」と「所得金額調整控除②」が合算された額となっていることから、各保険者において算定を行う必要がある。

このため、下記に4. IIの算定方法例を示すので適宜ご参照されたい。

(1) 所得金額調整控除適用「前」の給与所得の算定

データ標準レイアウト上では所得金額調整控除「後」の給与所得しか得ることができないため、まずは、所得金額調整控除①及び②適用「前」の給与所得を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(所得金額調整控除適用前の) 給与所得} \\ & = \text{(データ標準レイアウト上の) 給与所得額} + \text{所得金額調整控除①及び②の額} \end{aligned}$$

(2) 所得金額調整控除②の算定

(1)の算定式により算定した所得金額調整控除適用「前」の給与所得を用いて、「所得金額調整控除②の額」を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{所得金額調整控除②} \\ & = \text{(給与所得 (上限: 10 万円))} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限: 10 万円)} - 10 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(3) 所得金額調整控除「前」の給与所得に(2)の算定式により算定した所得金額調整控除②の額を加えた金額から10万円を控除する。

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係
担 当：西村
電 話：03-5253-1111（内線：2260）

府子本第 1 1 4 9 号
健発 1 2 2 4 第 1 号
子発 1 2 2 4 第 2 号
障発 1 2 2 4 第 2 号
老発 1 2 2 4 第 4 号
保発 1 2 2 4 第 6 号
令和 2 年 12 月 24 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長
健 康 保 険 組 合 理 事 長
健 康 保 険 組 合 連 合 会 長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
厚生労働省健康局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について (通知)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 381 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されるところである。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

第1 改正の趣旨

1. 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされた。これに伴い、長期譲渡所得に関する特別控除を定める健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

2. 個人所得課税の見直しについて

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないように、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

3. みなし寡婦（夫）適用の見直しについて

令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されることに伴い、児童福祉法施行令等で講じた未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定について、所要の見直しを行うもの。

第2 改正の内容

1. 健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とする。

2. 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正

高額療養費算定基準額について、1. に準じた改正を行う。

3. 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正

一部負担金に係る所得の額について、1. に準じた改正を行う。

4. 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正

一部負担金に係る所得の額について、1. に準じた改正を行う。

5. 児童福祉法施行令の一部改正

(1) 小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額算定方法について、未婚のひとり親へのみなし適用に係る規定を削除する。

(2) 小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額算定における給与所得を有する者の合計所得金額の算定に当たっては、給与所得の金額から10万円を控除する。

6. 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正
 - （1）児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額について、1. に準じた改正を行う。
 - （2）児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、5.（1）に準じた改正を行う。

7. 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の一部改正
母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金等について、5.（1）に準じた改正を行う。

8. 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）の一部改正
 - （1）児童手当の支給に係る所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除することとする。
 - （2）児童手当の支給に係る所得の額について、1. に準じた改正を行う。
 - （3）児童手当の支給に係る所得の額の計算方法について、5.（1）に準じた改正を行う。

9. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の一部改正
 - （1）特別児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額について、1. に準じた改正を行う。
 - （2）特別児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、5.（1）に準じた改正を行う。

10. 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正
 - （1）居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第一号被保険者の合計所得金額の計算について、8.（1）に準じた改正を行う。
 - （2）居宅介護サービス費等の額に係る所得の額及び高額医療合算介護サービス費について、1. に準じた改正を行う。

11. 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正
 - （1）居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第一号被保険者の合計所得金額の計算について、8.（1）に準じた改正を行う。
 - （2）居宅介護サービス費等の額に係る所得の額及び高額医療合算介護サービス費について、1. に準じた改正を行う。

12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の一部改正

- （1）指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに係る負担上限月額、指定自立支援医療に係る負担上限月額、指定療養介護医療等に係る負担上限月額並びに補装具費に係る負担上限月額の算定方法について、5.（1）に準じた改正を行う。
- （2）指定自立支援医療及び指定療養介護医療等に係る負担上限月額の算定における給与所得を有する者の合計所得金額の算定について、5.（2）に準じた改正を行う。

13. 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正

- 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、5.（1）に準じた改正を行う。

14. 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）の一部改正

- （1）指定特定医療に係る負担上限月額の算定方法について、5.（1）に準じた改正を行う。
- （2）指定特定医療に係る負担上限月額の算定における給与所得を有する者の合計所得金額の算定について、5.（2）に準じた改正を行う。

第3 施行期日等

1. 改正政令は、令和3年1月1日から施行する。
2. 改正政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとする。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百八十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項、第二十一条の五の二十九第二項、第二十四条の二第二項第一号及び第二十四条の二第二項第一号並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

- 一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号
- 二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号
- 三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項第一号
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第一項第一号

第二節 児童福祉法施行令の一部改正

第二十二條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項第四号イ中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同項第五号中「規定する合計所得金額(一)の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)をい、当該合計所得金額」に改める。

第二十四條第六号及び第二十五條の二第二号へ中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第二十五條の十三第一項第三号中「規定する合計所得金額(一)の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)をい、当該合計所得金額」に改める。

第二十七條の二第四号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

第二十七條の十三第一項第三号中「規定する合計所得金額(一)の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)をい、当該合計所得金額」に改める。

第三節 児童扶養手当法施行令の一部改正

第三條 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者(母を除く。)二十七万円

第四條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。)三十五万円
(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正)
第四條 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第三項第一号中「法」を「及び法」に改め、及び地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「おいて同法」を「おいて地方税法」に改める。
第三十一條の九第二項の表第二十八條第三項第一号の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 第二十八條第三項第一号 and 第三十一條. Row 1: 母子家庭高等職業訓練促進給付金, 第三十一條の十において準用する法第三十一條. Row 2: 父子家庭高等職業訓練促進給付金, 第三十一條の十において準用する法第三十一條.

第五節 児童手当法施行令の一部改正

第三條 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第一項中「総所得金額」の下に「(所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 地方税法第三百四十四條の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円
第三條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 地方税法第三百四十四條の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者 三十五万円
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)

第六條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。
三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円
第五條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円
(介護保険法施行令の一部改正)

第七條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二第一項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を「当該合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び